

# 企画競争実施の公示

2022年2月14日

独立行政法人 国際観光振興機構

理事長 清野 智

企画競争について、次の通り公示する。

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 2022年度国際会議誘致・開催支援事業
- (2) 業務内容 国際観光振興機構は、国際会議誘致・開催の意義やその取組みに関する認知度を向上させるため、国内外に対し発信力やネットワークを有する方々を MICE アンバサダーとして任命しており、本事業では MICE アンバサダーに対し、MICE 開催国としての日本の広報活動や国際会議の誘致活動に寄与していただくことを目的とした MICE アンバサダープログラムを提供する。  
また、国際会議の誘致・開催に対する支援を行い、国際会議運営に関わる主催者の負担感の軽減や、サポート活動を行う。加えて、MICE アンバサダーを活用した広報活動や、国際会議誘致・開催支援に関するプロモーション等の実施により、国内外の潜在的な国際会議主催者に対して日本における国際会議開催の意義を普及・啓発し、その後の国際会議誘致・開催につなげる。また、国際会議誘致・開催貢献賞の実施及び、国際会議誘致・開催マニュアルの改訂を本事業に組み込み、日本における国際会議開催件数の一層の増加を目指す上での相乗効果を狙う。
- (3) 履行期限 2023年3月17日（金）

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 平成 31・32・33 年度又は令和 01・02・03 年度の資格審査結果通知書（全省庁統一参加資格）を有する者。
- (2) 独立行政法人国際観光振興機構契約事務実施細則第 26 条の規定に該当しない者。
- (3) 独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 本業務を 1 事業者で実施することができない場合、本業務を共同で行うことを目的として複数の事業者により構成された組織（以下、「コンソーシアム」という。）を組むことは可能。ただしその場合、コンソーシアムの全構成員が上記（1）から（3）の条件を満たしていること。また、全構成員は、本公募への単独提案又は他の共同提案への参加を行っていないこと。なお、機構との契約はコンソーシアムの全構成員と締結するが、機構との連絡窓口、機構からの支払等は主幹事のみとする。また、同主幹事は予めその他の構成員と業務分担等の条件を示す書面（受注コンソーシアム協定書）を取り交わし、その写しを応募時に提出すること。

## 3. 手続等

### (1) 実施部署

〒160-0004 MICE プロモーション部 誘致推進グループ

電話：03-5369-6015 ファクシミリ：03-3350-3605

### (2) 企画競争説明書の交付期間、場所及び方法

2022年2月14日（月）から2022年3月11日（金）（受付時間：平日9時30分～17時00分）

機構（東京都新宿区四谷 1-6-4 四谷クルーセ）1階総合受付において交付

なお、希望者には電子メールにより交付する。末尾の問合せ先まで電子メールにて依頼すること。

※ 全省庁統一の競争参加資格の認定を受けていない者であっても、企画競争説明書の交付を受けることができるが、企画提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

### (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

2022年3月17日（木）17時00分まで、(1)に同じ。

- ① 企画提案書は、封筒に入れ封印し、かつ、氏名（法人の場合はその名称及び称号）及び「3月17日提出期限[2022年度国際会議誘致・開催支援事業]」と朱書き、提出期限までに(1)に示す場所まで持参すること。

- ② ①のほか、郵便（書留郵便に限る）及び宅配便貨物（配達記録の出来るものに限る）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「3月17日提出期限[2022年度国際会議誘致・開催支援事業]企画提案書在中」の旨朱書き、中封筒には持参する場合と同様に氏名等を朱書き、提出期限までに（1）の担当者：「西込/大平」あてを明記のうえ送付すること。
- ③ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による企画提案書の提出は認めない。

(4) 説明会実施の有無  
無

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無  
必要に応じて行う場合がある。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は3.(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画書提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、機構の情報公開に係る審査基準に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案を特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計規程等に基づく契約手続きの完了までは、機構との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、公表することとする。
  - ①採用した提案を行った企業等の名称、住所、代表者氏名及び決定日
  - ②各企業毎の評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は企画競争説明書による。

5. 契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組みを進めるとされている。これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札又は応募をもって同意されたものとみなすので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ②機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ①機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構OB）の人数、職名及び機構における最終職名
- ②機構との間の取引高。
- ③総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72 日以内（4 月に締結した契約については原則として93 日以内）

以上

問い合わせ先：MICEプロモーション部 誘致推進グループ 西込/大平  
電話:03-5369-6015 Email: [conference\\_ambassador@jinto.go.jp](mailto:conference_ambassador@jinto.go.jp)